

介護老人保健施設水都苑運営規程

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 社会医療法人社団更生会（以下「本会」という。）が開設する老人保健施設水都苑（以下「当施設」という。）が行う指定介護老人保健施設サービスの適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第2条 当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その入所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

第3章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の定数)

第4条 当施設に次の職員を置く。必要に応じて増員をすることができる。

(1) 施設長（管理者）	1 人
(2) 医師	1 人以上（施設長兼務）
(3) 看護師	6 人以上
(4) 介護職員	13 人以上
(5) 介護支援専門員	1 人以上
(6) 支援相談員	1 人以上
(7) 理学療法士	1 人以上
作業療法士	1 人以上
言語聴覚士	1 人以上（兼務）
(8) 事務職員	2 人以上
(9) 管理栄養士	1 人以上

(10) 薬剤師 1人以上(委託)

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設管理者：当施設の業務を統括し執行する。
- (2) 医師：施設管理者の命を受け、利用者の健康管理及び医療の適切な処置を行うこと。入所者のケアプランの検討と実施に関すること。
- (3) 看護師：医師の指示に基づく利用者の看護、診療の介助、健康管理に関すること。入所者のケアプランの検討と実施に関すること。
- (4) 介護職員：利用者の介護、支援に関すること。入所者のケアプランの検討と実施に関すること。
- (5) 支援相談員：入所者の生活の介護、行動プログラムの企画、対外連絡並びに利用者及び家族の支援相談に関すること。入所者のケアプランの検討と実施に関すること。
- (6) 理学療法士：利用者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善に関すること。
作業療法士 入所者のケアプランの検討と実施に関すること。
言語聴覚士
- (7) 事務員：施設管理者の命を受け、事務の処理を行う。
- (8) 管理栄養士：医師の指示による、入所者の栄養摂取量の調節及び栄養指導に関すること。衛生管理、入所者のケアプランの検討と実施に関すること。

第4章 入所者の定員

(収容定員)

第6条 当施設の収容定員は、55名とする。(短期入所者及び介護予防短期入所者を含む。)

第5章 入所者などに対する施設医療・その他のサービスの内容

(勤務体制の確保)

第7条 当施設は、入所者などに対し、適切な施設医療その他サービスを提供できるよう、職員の体制を定めるものとする。

- 2 当施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないものとする。
- 3 当施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならない。

(定員の順守)

第8条 当施設は、入所定員及び診療室の定員を超えて入所させないものとする。ただし、災害、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(受給資格等の確認)

第9条 当施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 当施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 当施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(入退所者諸記録)

第11条 当施設は、施設サービスを提供した際に、提供日、内容、その他必要な事項を記載するものとする。

(証明書の交付)

第12条 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通知)

第13条 当施設は、施設サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(診療の方針)

第14条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、診療上妥当適切に行う。

(2) 診療に当たっては懇切丁寧を旨とし、診療上必要な事項は理解しやすいように指示を行う。

(3) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者などの心身の状態を観察し、老人の心理が健康に及ぼす影響を十分考慮して、心理的な効果をあげることが

できるように適切な指導を行う。

(4) 常に入所者の症状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(5) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の症状に照らして妥当適切に行うものとする。

(6) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行ってはならない。

(7) 別に厚生大臣が定める医薬品以外のものを利用者等に使用し、又は処方してはならない。

(機能訓練)

第15条 機能訓練は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものとする。

(看護及び介護)

第16条 看護及び介護は入所者などの病状、心身の状態などに応じ適切に行うと共に入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するように行われなければならない。

(日課)

第17条 施設長及び支援相談員は、日常生活につき日課を定めて遂行するように努める。

(生活指導)

第18条 職員は入所者に対して処遇の原則に裏付けされた補助を目指すため、個々の処遇方針に基づき生活プログラムを作成し指導、援助にあたらなければならない。また処遇方針及び生活プログラムは、入所者の状態の変化に応じてその都度作成しなければならない。

(食事)

第19条 入所者の食事は、栄養並びに身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行うものとする。

2 入所者などの食事は、できるだけ食堂で行われるよう努めなければならない。

(衛生管理)

第20条 当施設は、入所者の使用する施設又食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 当施設は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第21条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入居者が選定する特別な室料、日常生活品費、教養娯楽費、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」においては、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額は、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (4) 当施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(揭示)

第22条 当施設は、事業所の見やすい場所に、管理規定の概要、従業員の勤務体制、協力病院及び利用料に関する事項を掲示しなければならない。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての注意事項)

第23条 当施設の入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 利用者が、外出又は外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設帰着予定日などを、管理者に届けなければならない。
- (2) 外来者が、利用者と面会しようとするときは、施設に備え付の面会届に記入しなければならない。
- (3) 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り、努めて受診しなければならない。
- (4) 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生のため施設に協力しなければならない。
- (5) 利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者又は支援相談員に届けなければならない。
- (6) 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ① 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他人に迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 指定場所以外での火気取り扱い及び喫煙、寝具の上での喫煙すること。
 - ④ 故意に建物、備品その他の器具を破損し、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
 - ⑤ 金銭又は物品によって賭け事をする事。

- ⑥ 無断で備品の位置、又は形状を変えること。
- ⑦ 事業所内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害する行為をすること。
- ⑧ 故意にこの規程等に違反すること。

2 事業者が前項6号の⑦、⑧に該当すると認めたときは、市町村に対し、所定の手続きにより、サービス中止等の措置を行うものとする。

第7章 非常災害対策

（緊急時における対応）

第24条 当施設の職員等は、事業所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第25条 当施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第26条 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に消火、非難、救出その他防災に関する必要な訓練を行うものとする。尚、防火訓練は年2回は実施するものとする。

第8章 虐待防止に関する重要事項

（虐待の防止）

第27条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第9章 その他施設の管理に関する重要事項

（記録の整備）

第28条 当施設は、次の諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。

(1) 入所同意書、利用料に関する重要関係書類

(2) 介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録

(3) その他事業所運営に関する重要な書類

2 前項の書類はその完結の日から5年間保存しなければならない。

(市町村及び地域等との連携)

第29条 当施設は、その運営に当たっては、市町村との連携に努めなければならない。

2 当施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(協力病院)

第30条 当施設は、入所者などの病状の急変などに備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

2 当施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

(秘密保持)

第31条 当施設の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならないものとする。

2 当施設は、従業員であった者が、従業員でなくなった後においても知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

3 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報の提供をする際には、利用者の同意を得た上で行うものとする。

第10章 その他

(苦情処理)

第32条 当施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成17年10月1日から施行する。
4. この規程は、平成20年12月1日から施行する。

5. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
7. この規程は、平成25年8月12日から施行する。
8. この規程は、平成27年4月6日から施行する。
9. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
10. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
11. この規程は、平成31年4月1日から施行する。
12. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
13. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
14. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
15. この規程は、令和4年9月1日から施行する。
16. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
17. この規程は、令和6年4月1日から施行する。
18. この規程は、令和7年4月1日から施行する。